

# 仕 様 書

## 1 委託件名

「被災地応援ツアー」広報宣伝物印刷等 業務委託

## 2 契約期間

契約確定日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで

## 3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「委託者」という。）が指定する場所

## 4 目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「委託者」という。）では、東日本大震災や原発事故等による被害が大きな福島県の観光産業を含む地域経済の復興支援として、都内旅行業者と連携し、福島県へ旅行者（都内在住・在勤・在学者）を誘致する取組を進めており、その一環として、「被災地応援ツアー」を実施している。

本事業は、福島県の観光資源（観光スポット・温泉・グルメ・体験・お土産等）及び被災地応援ツアーの概要等を網羅したパンフレット等を制作・活用することで、福島県を旅行目的地としての認知度向上を図り、「被災地応援ツアー」の集客を促進するものである。

なお、本業務においては、内容の企画・制作及び印刷・配布業務、データ納品までを委託範囲とする。

## 5 制作物

- ・「被災地応援ツアー」パンフレット 1 種類
- ・「被災地応援ツアー」取扱旅行会社一覧チラシ 1 種類

## 6 委託業務内容

上記「4 目的」に適するパンフレット及び取扱旅行会社一覧チラシの企画・制作及び印刷・配布、それらに係る調整並びに進行管理。

### (1) パンフレット及び取扱旅行会社一覧の制作

以下のアからコまでの内容を踏まえ、企画・提案し、パンフレット及び取扱旅行会社一覧チラシの原版を作成すること。原稿作成、写真等の素材収集等、原版作成にかかる諸作業は本委託に含む。

#### ア 基本概念

福島県の旅行目的地としての認知度向上を図り、旅行者の新たな観光意欲を喚起するものとする。

#### イ 福島県における観光資源（観光スポット・温泉・グルメ・体験・お土産等）につい

#### ての情報収集・整理

福島県における観光資源（観光スポット・温泉・グルメ・体験・お土産等）について、情報収集・整理をすること、また、場合によっては取材等を行うこと。

#### ウ 原稿作成・内容

イで行った情報収集・整理・取材等を基に原稿を作成すること。

主な掲載内容は以下のとおりとするが、情報収集により得られた有益と思われる内容を適宜提案し、盛り込むこと。

- ① 福島県の観光資源（観光スポット・温泉・グルメ・体験・お土産等）
- ② 「被災地応援ツアー」の概要
- ③ 「被災地応援ツアー」取扱い旅行会社一覧
- ④ ①②③についての掲載方法等は、委託者と協議の上決定すること。

#### エ デザイン

福島県の魅力と被災地応援ツアーの概要が伝わるようなデザインにすること。イラスト及び写真等を積極的に使用し、視覚に訴えるような紙面とすること。デザインはそれぞれ複数案制作し、委託者と協議の上決定すること。

#### オ パンフレット規格等

- ① カラー4色とすること。
- ② サイズは、A4サイズとすること（変形、縦・横等提案可）。
- ③ 総頁数は、4頁とする（表紙・裏表紙を含む、4C4ページ、二つ折り）。
- ④ 使用材料等は、再生コート紙または再生マットコート紙とする（130k程度等提案可）。

#### カ 取扱い旅行会社一覧チラシ規格等

- ① 白黒印刷とすること。
- ② サイズは、A4サイズ程度とすること（パンフレットに挟み込めるサイズとする）。
- ③ 総頁数は、2頁とする。（両面印刷）
- ④ 使用材料等は、再生コート紙または再生マットコート紙とする（110kg程度等提案可）。
- ⑤ 取扱い旅行会社の掲載は、約130社程度とし、データは委託者より提供する。

#### キ 配布方法

- ② パンフレットに取扱い旅行会社一覧チラシを挟み込んで配布すること。
- ② 配布方法を企画すること。実施については、委託者の承認後に行うこと。

#### ク 配布時期・場所及び部数

- ① 配布開始は、平成30年1月末までに行うこと。
- ② 配布場所は、「被災地応援ツアー」取扱い旅行会社及び壮年層を中心とした導線上等を主とすること（雑誌等への同梱配布、鉄道駅のラック、飲食店等の提案は可とする）。なお、配布先や部数は、委託者と協議の上決定すること。
- ③ 印刷部数は、4万部以上とすること。パンフレットの在庫を管理する場所を確保す

ること。保管に必要な経費も含めること。

#### ケ 留意点

- ① 情報収集等により得られた有益と思われる内容を適宜提案し、委託者と打合せの上、盛り込むこと。
- ② 第三者の著作物を利用して作成する場合は、一部改編して掲示・配布する等の利用及び利用方法についても第三者の許諾を得ておくこと。

#### コ 掲載許可

- ① 掲載する内容、写真については受託者が各関係施設に直接、依頼及び確認を行い、掲載すること。また、以下の②についても合わせて伝え、掲載の承認を得ること。
- ② 本委託による成果物について、東京都事業及び福島県の観光に資することを目的として、委託者が別途指定する PR ツール(紙媒体及び電子媒体)に掲載する場合があります。

## 7 納品物(成果物)

以下の成果物を納品すること。電子データは、Windows パソコン (OS : Microsoft Vista) で閲覧できるようにすること。ドキュメントは Microsoft Office で基本的には作成すること。データについては、全ファイルウイルスチェックの上、CD-R に保存し、2 部納品すること。

### (1) 広報宣伝物原版データ

#### ア アウトライン化前のデータ及びアウトライン化済のデータ

※ 再編集、更新が可能であるよう、汎用性の高いソフトを利用すること。

#### イ PDF 版データ

※ A4 判で印刷できること。

※ WEB で掲載する可能性を踏まえ、軽量化を図ること。データ容量が大きい場合は、一括版と分割版で納品すること。

#### ウ 原版で使用した写真、画像等のデータ

### (2) 広報宣伝物

納品部数と場所については、委託者と協議の上決定すること。

## 8 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書により委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 9 成果物に関する権利の帰属

- (1) 成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)の全ては、委託者に帰属するものとする。つまり翻案権および二次的著作物の権利についても委託者のものとなるよう手配すること。受託者は委託者及びその指定する者に対して、成果物の

著作者人格権の行使をしないこと。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。

- (2) 成果物の作成にあたって、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

## 10 委託事項の遵守・守秘義務

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- (1) 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- (2) 万が一、事故が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- (3) 本契約の履行にあたり、委託者の保有する個人情報の取扱については、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

## 11 その他

- (1) 受託者は、委託事業の開始に当たって、実施体制及びスケジュールを委託者に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、委託者と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。
- (3) 受託者は、広報宣伝物等の作成に当たり、委託者の関係部局や関係行政機関等の打合せに際して、必要に応じて出席し、広報宣伝物等について説明等を行うこと。これに係る資料について委託者より依頼された場合は、受託者の負担において用意すること。
- (4) 成果物について、納品後1年間を納入物の瑕疵担保期間とし、受託者は瑕疵担保責任を負うものとする。但し、瑕疵担保期間経過後であっても、受託者に故意又は重大な過失があった場合、受託者は委託者に対しその責任を負うものとする。また、瑕疵担保期間中における広報宣伝物等の印刷の際、不具合等が発生し委託者が要請した場合は、必要な情報の提供や調査等に協力すること。
- (5) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に報告すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、委託者が内容変更の必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約内容を変更することができる。
- (7) 委託業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、その都度、委託者及び受託者の双方協議により定めるものとする。
- (8) 本契約の履行に関する情報及び資料等について、委託者が貸与したものは、事故のないよう保管し、契約履行後速やかに返却すること。
- (9) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。

(10) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(11) 処理方法

事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に連絡すること。

- (12) 受託者は、この仕様書のほか、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に定める内容に従うこと。

## 12 連絡先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課

電 話： 03-5579-2682

FAX： 03-5579-8785